

## 意見募集要領

## 1. 概要

国土交通省では、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく重要事項説明及び契約に際して義務付けられている書面交付におけるITの活用方策について、そのあり方や課題への対応策を検討する場として、多方面の有識者や実務家からなる「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を設置し、3回にわたり検討を行ってきました。

今般、上記検討会の議論を踏まえ、年内に予定する最終とりまとめに向けた今後の議論の方向性を「中間とりまとめ」としてとりまとめましたので、公表いたします。

また、今後の上記検討会における最終とりまとめに向けた検討の参考とさせていただくため、中間とりまとめを踏まえた今後の議論の方向性について、本日から平成26年8月22日（金）まで、広くご意見を募集します。

## 2. 意見募集の対象

「中間とりまとめ」（PDF形式）

別紙2をご参照ください。

## 3. 意見募集期限

平成26年8月22日（金）必着

## 4. 意見送付方法

別添の意見提出様式に日本語で必要事項を記入の上、「国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 中間とりまとめ担当宛」に、次のいずれかの方法で送付してください。

## (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：g\_PLB\_FUD@mlit.go.jp

件名：中間とりまとめを踏まえた今後の議論の方向性に関する意見

## (2) 郵送の場合

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

## (3) FAXの場合

FAX番号：03-5253-1557

## 5. 意見の取り扱い等

- (1) 提出されたご意見は、今後開催される「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」における検討の参考とします。（個別の回答は行いません。）
- (2) ご意見を正確に把握するため、電話による意見の応募には対応しません。
- (3) ご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを除き、上記検討会資料として公開される可能性があります。
- (4) 意見の中に個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害する恐れがあると判断した場合は、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- (5) ご意見に附記された個人情報、厳正な管理により取り扱います。